

## 「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するご協力をお願い

平成28年10月1日

### 1. お取引時の確認について

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に、本人確認資料のご提示と、ご職業、お取引を行う目的などの確認をさせていただいておりますが、同法の改正により平成28年10月1日より、以下のとおり手続きを一部変更させていただきます。

なにとぞ、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

	確認事項	ご提示いただく確認書類(原本をご提示ください。)
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日 <b>【今回変更】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 顔写真のある書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・在留カード など</li> </ul> </li> <li>■ 顔写真のない書類(※1)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康保険証</li> <li>・医療受給者証</li> <li>・各種年金手帳</li> <li>・住民票の写し など</li> </ul> </li> </ul>
	取引目的	窓口で確認させていただきます。
	職業	窓口で確認させていただきます。
	外国 PEPS の確認 (※2) <b>【今回追加】</b>	窓口で確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主な事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>
	取引目的	窓口で確認させていただきます。
	事業内容	窓口で確認させていただきます。
	実質的支配者(個人)の氏名・住所・生年月日・外国 PEPS の確認 (※3) <b>【今回追加】</b>	窓口で確認させていただきます。
	来店者の氏名・住所・生年月日	ご来店者について、上記の「個人のお客さま」に記載している書類をご提示いただきます。
	法人のお客さまのためにお取引の任にあたっていること <b>【今回変更】</b>	委任状や電話により確認させていただきます。 また、法人の役員が来店された場合は、来店者が当該法人の代理権を有する役員として登記されていることを確認させていただきます。 なお、社員証による確認はできなくなりました。

※1 顔写真のない書類の場合は、複数の書類のご提示、当該書類に加え公共料金(携帯電話を除く)の領収書等のご提示もしくは当該書類に記載の住所に取引関係書類を簡易書留(転送不要)で郵送し、到着したことによって確認させていただきます。

※2 外国 PEPS とは、外国政府等における重要な公的地位にある方(ならびに過去にその地位にあった方)およびそのご家族をいいます。

※3 法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客さまとの関係などを確認させていただきます。また、一般社団法人などにおいても、25%超の配当を受ける個人の方など、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客さまとの関係などを確認させていただきます。

また、あわせて実質的支配者が外国 PEPS(上記※2)に該当される方であるかの確認をさせていただきます。

## 2. お客さまへの確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込など
- (3) 200万円を超える現金の受払いなど
- (4) 融資取引 など

これらの取引以外にも、お客さまにお取引時の確認をさせていただく場合があります。

## 3. お客さまへのお願い

- 平成28年10月1日以降、すでにお取引いただいているお客さまでも、上記2のお取引をいただくときは、改めて今回追加の項目(上記1の※2, 3)の確認が必要となります。
- 確認させていただいた事項に変更が生じた場合は、お取引のある営業店でお申し出ください。

以 上